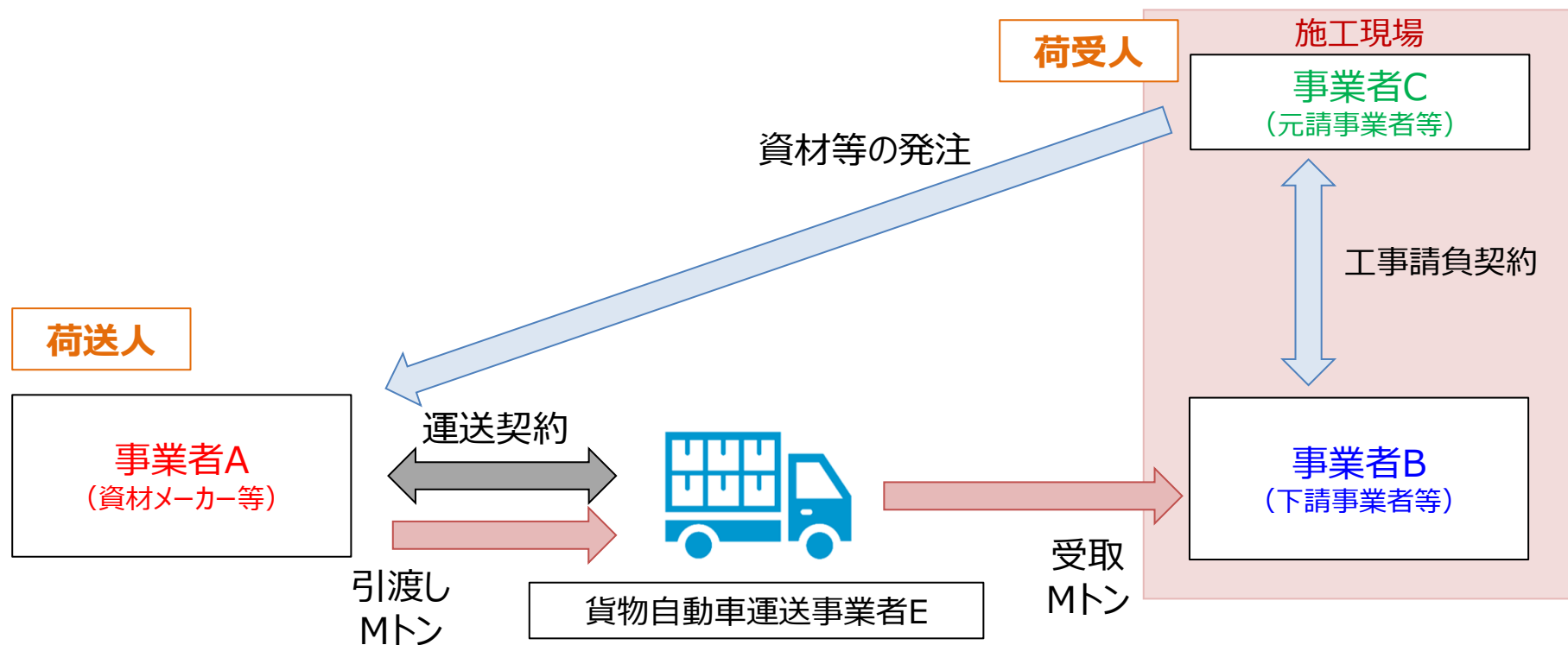


3-3. 元請事業者が資材等を発注している場合

- 施工現場において使用する資材等について、元請事業者が発注し、資材メーカー等が運送契約を締結して施工現場に配送、下請事業者が受け取る場合は、資材メーカー等が第一種荷主、元請事業者が第二種荷主に該当する。



第一種荷主：事業業者A
【Mトン】

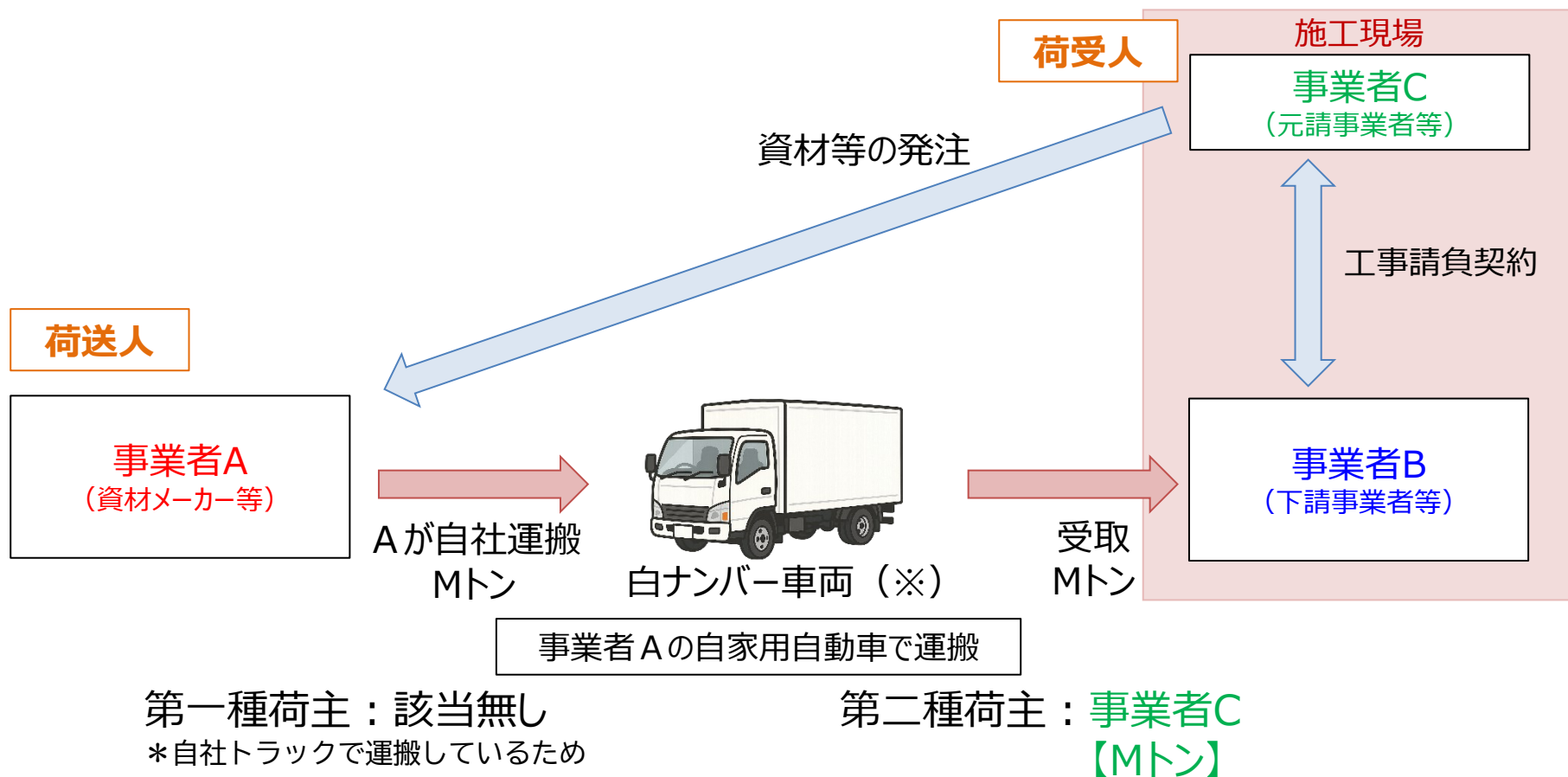
* 運送契約を結んだ者がAであるため

第二種荷主：事業業者C
【Mトン】

※ 事業業者Cは、事業業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-0. 元請事業者が資材等を発注している場合 (資材メーカーが自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者**が発注し、**資材メーカー等**が自家用自動車で施工現場に運送、**下請事業者**が受け取る場合は、**第一種荷主は該当なし**、**元請事業者**が**第二種荷主**に該当する。

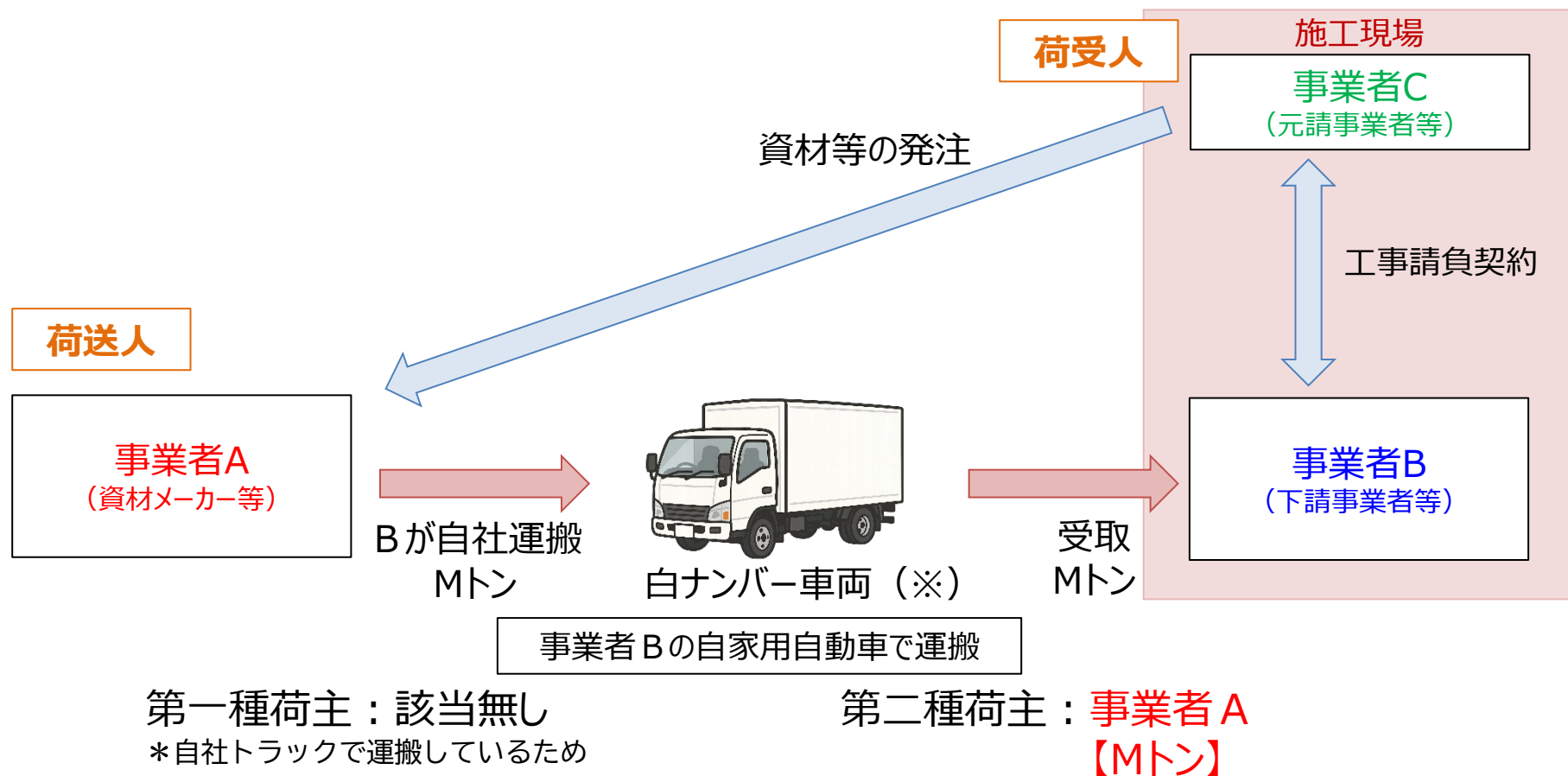


※事業者Aが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（製造業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

* 事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-0. 元請事業者が資材等を発注している場合 (下請事業者等が自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、下請事業者が自家用自動車**で**資材メーカー等**から受け取って施工現場に運送する場合は、**第一種荷主は該当なし、資材メーカー等が第二種荷主に該当する。**

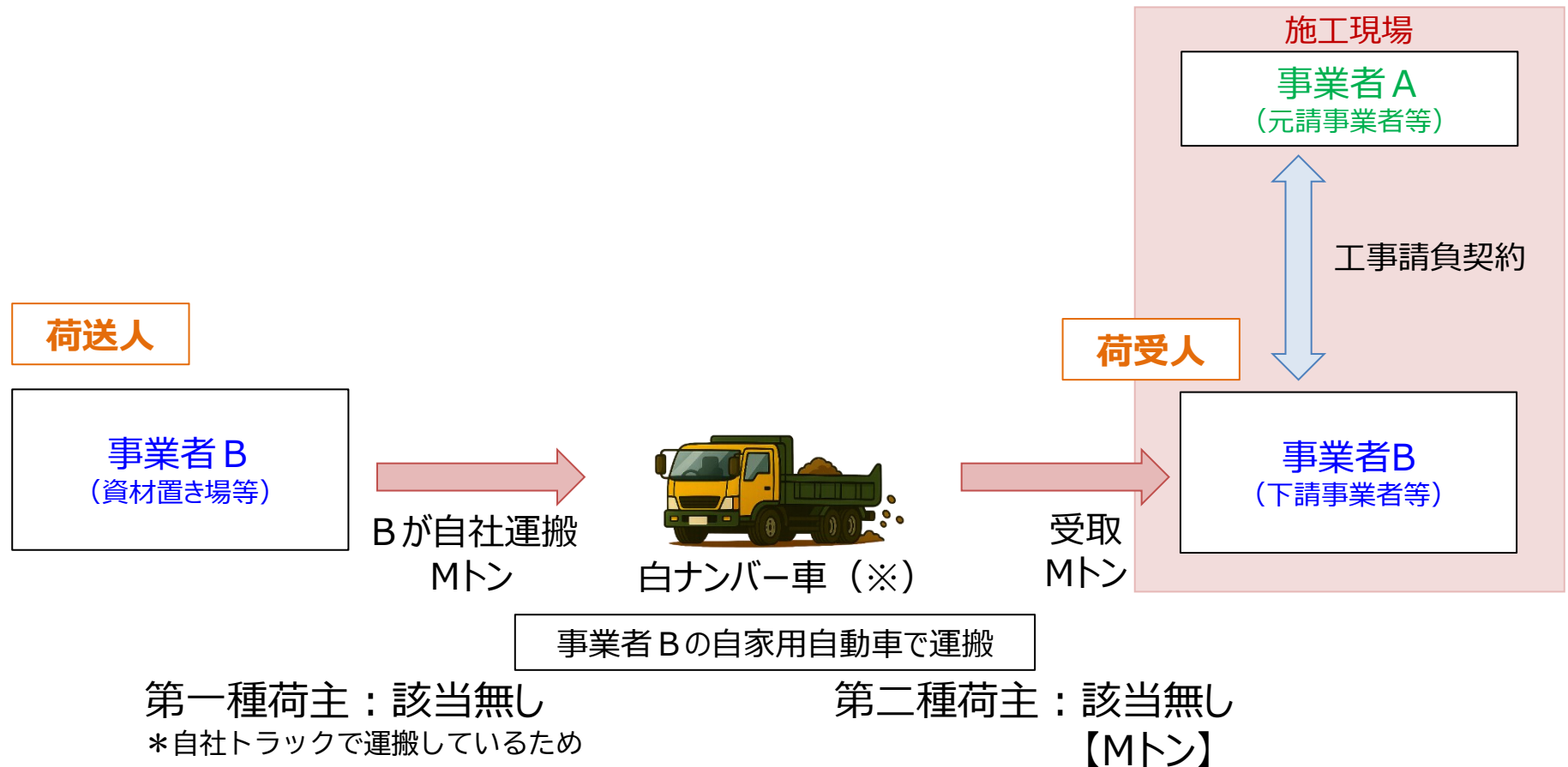


※事業者Bが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（建設業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

* 事業者Aは、事業者Bの「運転者に引き渡す者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-0. 下請事業者が資材等を移動させる場合 (下請事業者等が自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**下請事業者が自家用自動車**で**自社の資材置き場等**から**施工現場に運送する**場合は、**第一種荷主、第二種荷主**に該当する者はいない。

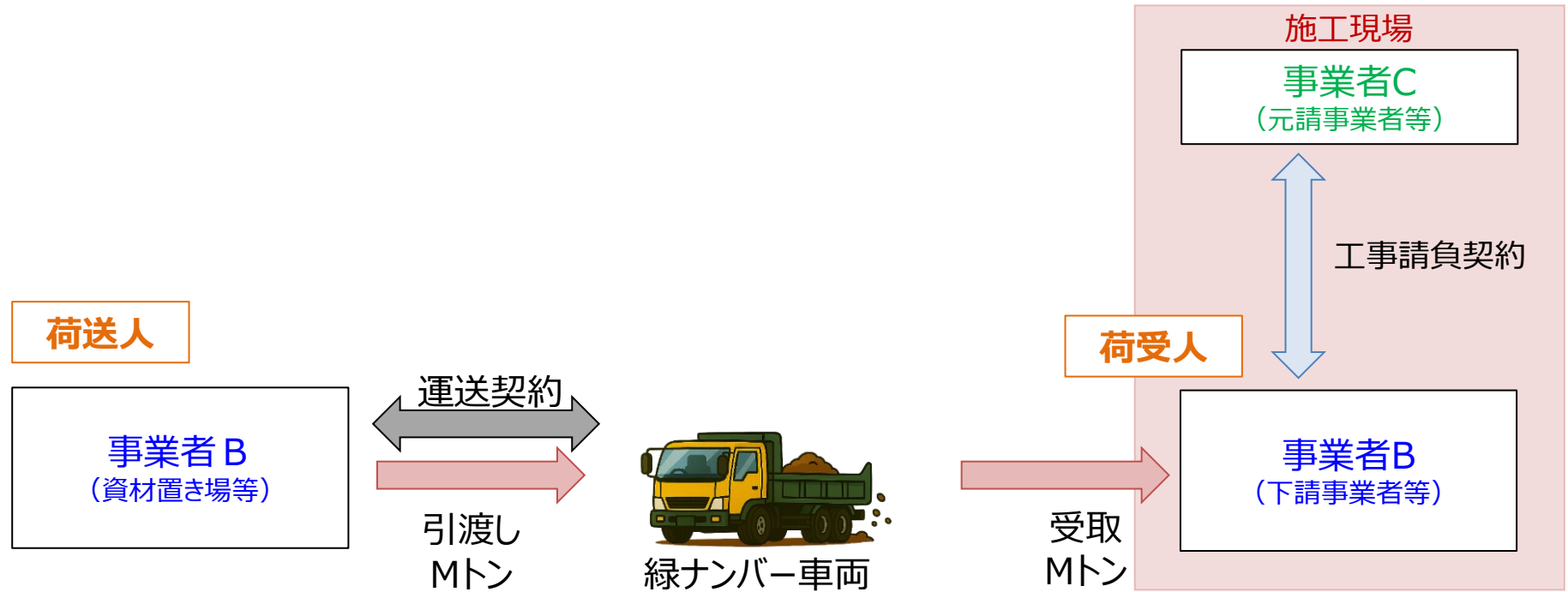


※事業者Bが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（建設業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

* 事業者Bが自社のトラックで運搬し、自社で受け取っているため、第二種荷主も該当なし。

3-0. 下請事業者が資材等を移動させる場合 (下請事業者等が運送契約して現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**下請事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して施工現場に運送する場合は社内物流の構図となるので、第一種荷主は下請事業者。第二種荷主は該当なし。**



貨物自動車運送事業者E

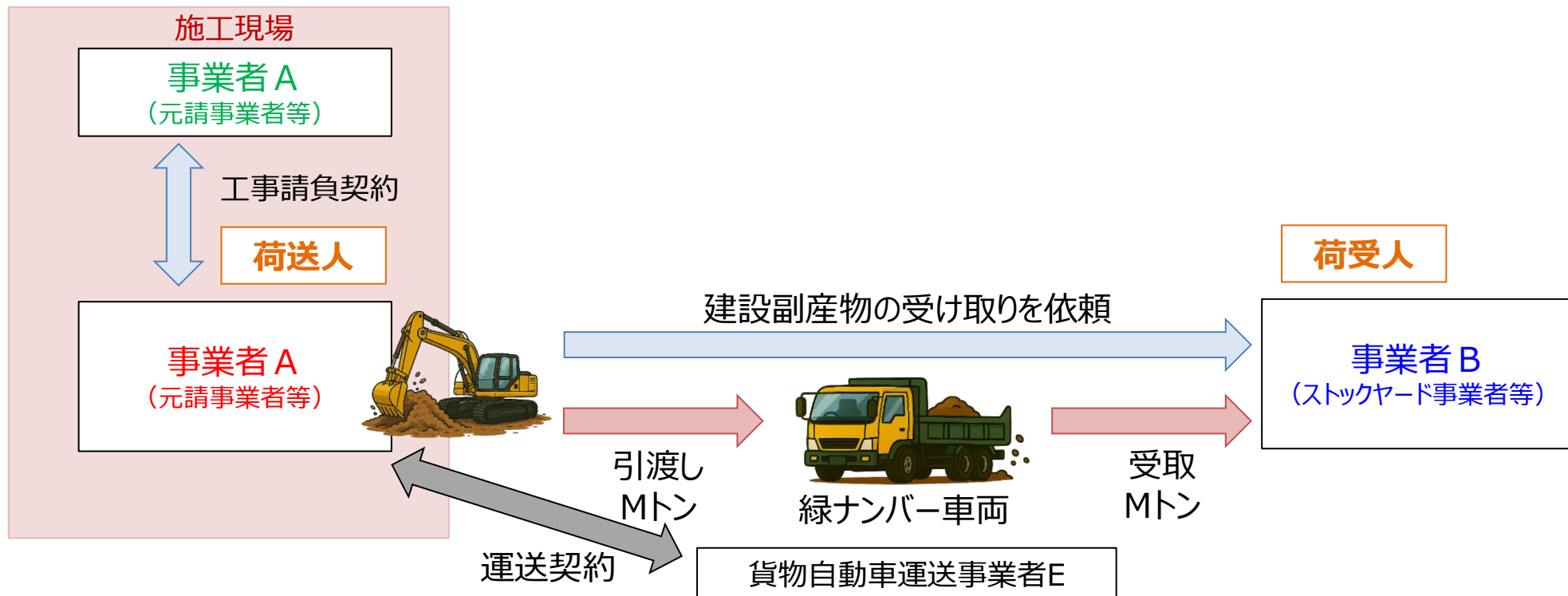
第一種荷主：事業者B
*運送契約を結んだ者がBであるため

第二種荷主：該当なし
【Mトン】

*事業者Bが他社トラックと運送契約し、自社施設で受け取っているため、第二種荷主は該当なし。(社内物流)

3-0. 建設工事の中の発生材の運送 (貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結してストックヤードなどに配送する場合は、建設工事請負事業者が第一種荷主、ストックヤード事業者が第二種荷主に該当する。**



第一種荷主：事業者 A
【Mトン】

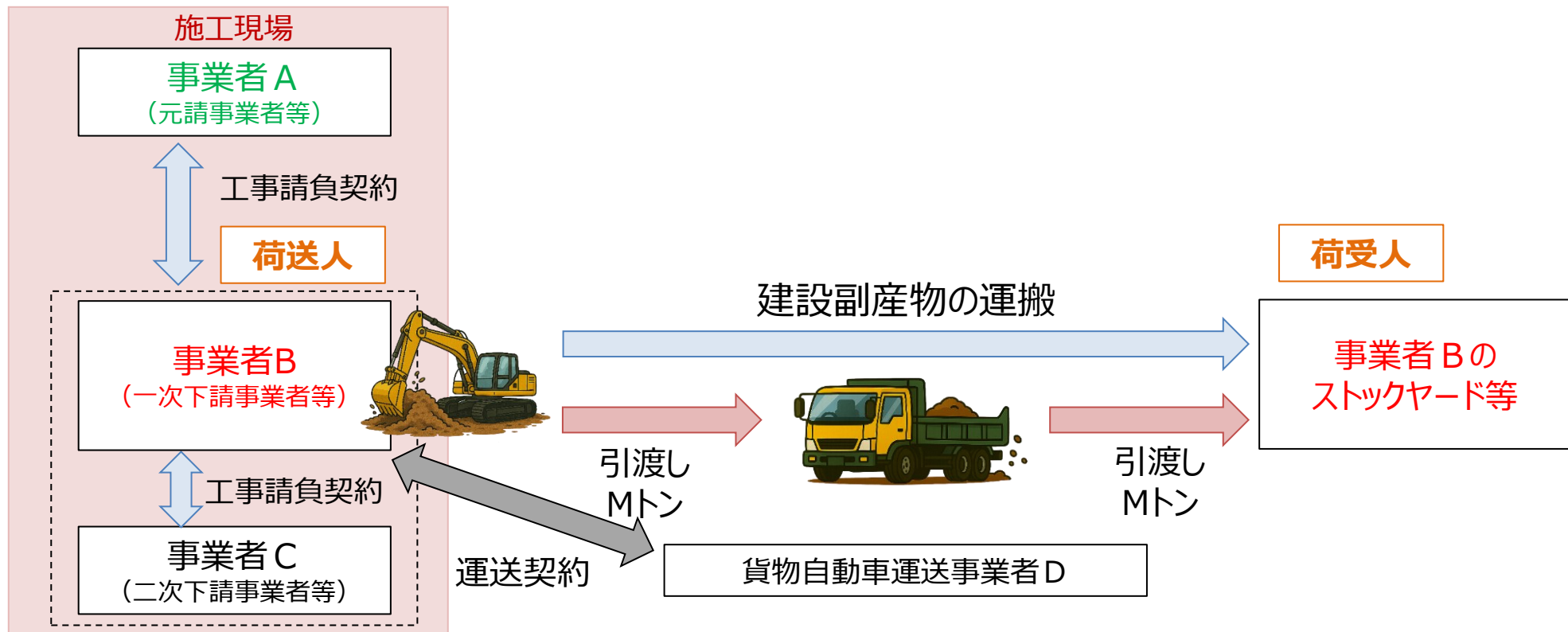
* 運送契約を結んだ者が A であるため

第二種荷主：事業者 B
【Mトン】

* 他社の運転手から受け取っているため

3-0. 建設工事の中の発生材の運送 (一次下請事業者が貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**一次下請事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して、一次下請事業者のストックヤード等に運送する場合は、一次下請事業者が第一種荷主に該当し、第二種荷主は該当無し。**

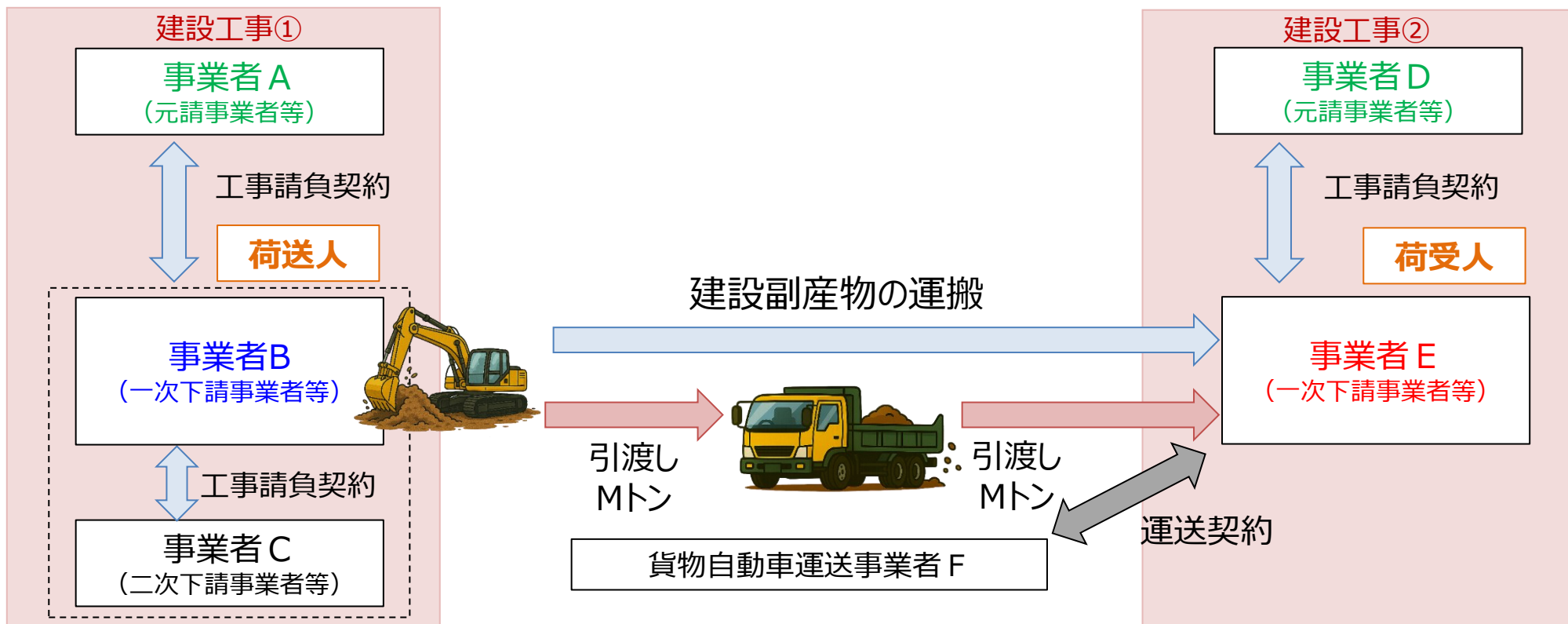


第一種荷主：事業者B
【Mトン】
*運送契約を結んだ者がBであるため

第二種荷主：該当無し
*荷送人荷受人が運送契約を締結する者と同事業者であるため（社内物流）

3-0. 建設工事の中での発生材の運送 (一次下請事業者が貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂）の運搬について、別の建設工事に転用するため、別の建設工事の**一次下請事業者（E）**が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して、別の建設工事の施工現場に運送する場合は、別の建設工事の**一次下請事業者（E）**が**第一種荷主**に該当し、**第二種荷主**は転用元の**一次下請事業者（B）**が該当する。



第一種荷主：事業者E
【Mトン】

* 運送契約を結んだ者がEであるため

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

* 「引取物流」において、着荷主側が運送契約を締結する場合、発荷主側が第二種荷主となるため